

令和8年度 ステップアップ補助金のご案内

～経営改善などに繋がる取組（事業）を支援します～

京都府と向日市商工会では、厳しい経営環境にある小規模企業・中小企業及び商店街団体の皆様を支援する『中小企業持続経営支援補助金（ステップアップ枠）』を実施します。

この事業は中小企業応援隊の支援策として、本事業主旨に沿って皆様が令和8年度に実施される取組（事業）に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

補助対象経費の具体例

- ◆ 経営改善計画遂行に向けた取組、商品の販売促進の取組に係る経費など
 - ・ 展示会出店費用、ブース造作料
 - ・ 新聞折込み、チラシ、ホームページ、のぼり旗等の作成に係る経費
 - ・ プレミアム商品券の印刷や新聞、広報誌等掲載に係る経費
 - ・ 集客増加を目指す事務所等の修繕経費・備品等の購入経費
- ◆ 売上向上に繋がる省エネルギー対策等のコストダウン対策に関する経費など
 - ・ 作業効率を大幅に向上させる機器導入や省エネ効果のある機器等への更新
- ◆ 固定客を生み出すような商店街の実施するイベント経費など
 - ・ 売り出し等チラシ、イベントなどの粗品に係る経費
- ◆ サイバーセキュリティ対策に関する経費
 - ・ ウイルス対策ソフト導入経費など
- ◆ その他、事業趣旨に合致した取組で、中小企業応援隊が必要と判断したもの

項目	対象	補助率	補助上限
経営改善型 ・ 起業支援型	中小企業等	小規模企業	3分の2 20万円
		中小企業 (小規模企業除く)	2分の1 30万円
		中小企業を構成員とする団体等	3分の2 20万円
	商店街団体	3分の2 20万円	
対象事業者	向日市内に事業所（団体）等を有する小規模企業・中小企業及び商店街団体 ※ 令和7年度 中小企業知恵の経営ステップアップ事業を実施した事業者は原則対象外とします。		
募集期間	令和8年6月15日(月) ～ 令和8年6月30日(火) ※ 採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。		
事業実施期間	令和8年4月1日(水)～令和9年1月15日(金) ※ 令和8年3月31日以前に着手、または4月1日以降で支払いが終わっている取組（事業）は不可です。		
応募要件	中小企業応援隊（経営支援員）の支援を受けていること ※ ご応募には経営支援員の伴走支援が必要ですので、まずは向日市商工会 経営支援員にご相談ください。		

お問合せ先：向日市商工会 075-921-2732

申請手順は本紙の裏面をご確認ください。

補助金の申請をするとき

※ 公募要領及び申請に必要な様式は、[向日市商工会ホームページよりダウンロード](#)してください。

補助金の申請をするときは、[以下の書類を提出](#)してください。

1. 様式第1号（第6条関係）「中小企業持続経営支援補助金（ステップアップ枠）交付申請書」
2. 様式第2号（第6条関係）「中小企業持続経営支援補助金（ステップアップ枠）事前着手届」※

※ 事前着手届は令和8年4月1日以降で交付決定の日以前に事業に着手(発注や契約行為を含む。)される場合は提出してください。

また1、2に加えて、[次の書類3点を添付](#)してください。

- ▶ [事業計画書（向日市商工会 所定様式）](#)
- ▶ [補助対象経費見積書一式（補助対象経費に係る資料等を含む）](#)
- ▶ [直近1期分の決算書類一式](#)
 - ・ 法人；確定申告書別表第一，法人事業概況説明書，貸借対照表，損益計算書
 - ・ 個人；（青色申告）… 確定申告書第一表，第二表，所得税青色申告決算書
（白色申告）… 確定申告書第一表，第二表，収支内訳書

書類審査により採択発表されるとき

公募締切日より、概ね15日以内に申請書に基づき、[書類審査](#)（形式審査と内容審査）を行います。

審査終了後に全ての申請者に対して、概ね10日前後に審査結果を通知します。

なお、[審査に関する個別のお問い合わせにはお答えいたしかねます](#)ので、予めご了承ください。

採択された場合で補助事業の実績報告をするとき

補助事業の実績報告をするときは、[以下の書類を提出](#)してください。

1. 様式第5号（第13条関係）「中小企業持続経営支援事業（ステップアップ枠）実績報告書」

また1に加えて、[次の書類2点を添付](#)してください。

- ▶ [補助事業証明資料一式（補助事業に係る納品書，請求書，領収書〔支払証明書〕，銀行通帳明細）](#)
- ▶ [取組前・取組後の明細がわかる資料（成果物見本や証拠写真等を含む）](#)

実績報告後に補助金の請求をするとき

補助金の請求をするときは、[以下の書類を提出](#)してください。

1. 様式第8号（第20条関係）「中小企業持続経営支援補助金（ステップアップ枠）請求書」

（補助金の支払いは、実績報告後の補助金請求書の提出から約2週間後となります。）

事業完了の属する会計年度を含む5年間の実績報告をするとき

※ 『中小企業持続経営支援補助金』では、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎年5月中旬頃に、過去1年間の事業状況の実績報告として、直近1期分の決算書類一式を向日市商工会に提出していただきます。

会計年度終了ごとの5年間、事業状況の実績報告をするときは、[以下の書類を提出](#)してください。

1. [直近1期分の決算書類一式](#)
 - ・ 法人；確定申告書別表第一，法人事業概況説明書，貸借対照表，損益計算書
 - ・ 個人；（青色申告）… 確定申告書第一表，第二表，所得税青色申告決算書
（白色申告）… 確定申告書第一表，第二表，収支内訳書